

条例	項目	趣旨
1条	目的	自転車の安全な利用に関する知識の向上、自転車を安全かつ快適に利用できる環境の整備及び自転車に関与する事故の防止を図り、自転車の安全な利用の促進を目的に条例を定めた。
2条	定義	本条例における用語の定義を定めたもの。
3条	県の責務	自転車の安全な利用の促進に関し、市町等と相互に連携及び協力し、その施策に対し助言その他の必要な支援を行うことを件の責務と定めたもの。
4条	県民の責務	県民の責務として、歩行者・自転車・自動車等がお互いの立場を思いやる気持ちを基本として共有する、いわゆる「シェア・ザ・ロード」の推進を定めたもの。
5条	自転車利用者の責務	自転車の安全な利用は、自転車を利用する者が車両の運転者としての自覚をもって取り組む必要があるため、県民の責務とは別に、自転車利用者の責務等を定めたもの。 1 道路交通法等の法令順守 2 自転車に関係する交通事故の防止に関する知識の習得 3 自転車の点検・整備、その他の交通安全対策 4 自転車利用者の励行事項 (1)自転車乗車時に乗車用ヘルメットを着用 (2)歩道通行時は、車道左側の歩道を通行 (3)歩行者の通行が頻繁な歩道では、自転車を押して歩く
6条	自動車等運転者の責務	自動車等の運転者の責務として、「シェア・ザ・ロード」の精神と、自転車側方通過時の注意事項を定めたもの。
7条	事業者の責務	従業員が自転車通勤をする場合や、事業活動に自転車を利用する場合があるため、個別に定めたもの。 1 従業員への啓発・指導 2 事業者の自主的かつ積極的な取り組み 3 県の施策への協力

8条	関係団体の責務	交通安全に関する団体や、自転車の安全な利用の促進に関する団体の責務を定めたもの。
9条	県民に対する自転車交通安全教育	県が、自転車交通安全教育に積極的に取り組むことを定めたもの。
10条	学校等における自転車交通安全教育	学校等が自転車交通安全に自転車交通安全教育に取り組むことを定めたもの。
11条	家庭における自転車交通安全教育	家庭における自転車交通安全教育を定めたもの。 1 幼児・児童及び生徒の保護者等による自転車交通安全教育 2 乗車用ヘルメットの着用 3 高齢者に対する交通安全対策の推進
12条	広報活動及び啓発活動	自転車の安全な利用に関し、県が広報活動及び啓発活動を積極的に行うことを定めたもの。
13条	自転車小売業者の情報提供等	自転車小売業者が自転車を購入又は点検もしくは修理をしようとする者に対し、自転車の安全な利用に関する必要な情報の提供及び助言に努めることを定めたもの。
14条	自転車貸付事業者の情報提供等	自転車を利用しようとする者に対し、情報提供及び助言に努めることを定めたもの。
15条	自転車損害保険等への加入	自転車損害保険等へ加入しなければならないことを定めたもの。 1 自転車利用者は、自転車損害保険等に参加しなければならない 2 保護者は、監護する未成年が自転車を利用するときは自転車損害保険等に参加しなければならない 3 事業者は、事業活動で従業員に自転車を利用させるときは自転車損害保険等に参加しなければならない 4 自転車貸付業者は、貸し付ける自転車の利用に係る自転車損害保険等に参加しなければならない

16 条	自転車損害保険等への加入の確認等	<p>自転車損害保険への加入の有無の確認及び情報提供について定めたもの。</p> <p>1 自転車小売業者は、自転車の購入又は点検もしくは修理をする者への保険加入の有無を確認し、確認できない場合は情報提供に努めること</p> <p>2 事業者は、自転車を利用して通勤する従業員に対し保険加入の有無を確認し、確認できない場合は情報提供に努めること</p> <p>3 自転車貸付事業者は、借受人に対し自転車損害保険等に関する情報提供に努めること</p>
17 条	自転車損害保険等に係る情報の提供等	<p>県及び学校等の設置者等が自転車損害保険等に係る情報提供について定めたもの。</p> <p>1 県が、市町・関係機関・団体と連携し、自転車損害保険等への加入促進を図ることを定めたもの</p> <p>2 学校等の設置者、管理者は自転車を利用する児童、生徒、学生、保護者に対し情報提供に努めること</p>
18 条	自転車安全利用の日	「自転車安全利用の日」(毎月 10 日)の設置について定めたもの。
19 条	道路環境の整備	県は、歩行者・自転車及び自動車等が共存できる道路環境の整備に努めることを定めたもの。
20 条	財政上の措置	県は、自転車の安全な利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずることを定めたもの。